

平成24年（行ウ）第3号

原告 宮部 慎太郎  
原告 宮部 龍彦  
被告 鳥取 市

証 拠 意 見 書

平成24年9月3日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原告 宮部 慎太郎  
原告 宮部 龍彦

被告証拠意見書（1）に対し、次のとおり釈明する。

- 1 公開条例第7条第2号アで「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を、個人に関する情報であることを理由とした非公開情報から除外することが定められている。下味野では同和対策事業として小集落改良事業が行われ、その対象となった同和地区が慣行として公にされてきたと考えられるところ、当該文書はその事実を証明するものである。
- 2 文書提出義務の原因について「民事訴訟法第220条第3号、第4号」としたのは、「民事訴訟法第220条第2号、第4号」の誤りであるから訂正する。  
当該文書は本来であれば公開条例により原告が閲覧可能な文書である。また、小集落改良事業は住宅地区改良法による住宅地区改良事業に準じた事業であり、住宅地区改良法第8条を援用し、その事業計画は告示されるべきものである。
- 3 本年6月28日に原告龍彦が鳥取市人権推進課に対して当該文書の存否について電話で問い合わせたところ、「裁判所を通して請求して欲しい」と回答された経緯がある。本来であれば通常の情報公開請求により公開されるべきもの

であるが、事実として公開される見込みが薄いことから文書提出命令申立をするものである。

なお、その後念のため7月31日付で情報公開請求したところ甲28のとおり8月17日付で存否応答拒否処分とされた。

証 拠 説 明 書

平成24年9月3日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎  
原 告 宮 部 龍 彦

号 証	標 目	原本/写し	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 2 8	開示請求 拒否処分 決定通知 書	写し	H24.8.17	被告	下味野の小集落改良事業に関する文書について、被告が同和対策事業だからという理由で存否の応答を拒否したこと